

## かがやき園訪問看護及び介護予防訪問看護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 田方福祉株式会社が開設するかがやき園訪問看護ステーションが行う指定居宅サービスに該当する訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 自らその提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 4 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かがやき園訪問看護ステーション
- (2) 所在地 熊本県八代市通町8番30号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 看護職 常勤換算で2.5以上

看護職員は、訪問看護介護予防計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置
- 10 緊急時訪問看護
- 11 特別管理体制

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指

定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業の実施地域を超えた地点から片道 5キロメートル未満 500 円
- (2) 事業の実施地域を超えた地点から片道 5キロメートル以上  
10キロメートル未満 700 円
- (3) 事業の実施地域を越えた地点から片道 10キロメートル以上 1,000 円

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は八代市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務開始を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し又まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

- 第13条 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

- 1 看護の資質の向上のために、研修の機会を設けるものとする。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、田方福祉株式会社と管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 訪問看護の提供に関する記録の保存は、完了の日から5年間保存とする。

#### 附 則

- この規程は、平成19年1月1日より施行する。
- 一部改正 平成20年1月4日より実施する。
- 一部改正 平成20年10月1日より実施する。
- 一部改正 平成21年8月1日より実施する。
- 一部改正 平成21年8月11日より実施する。
- 一部改正 平成25年7月1日より実施する。
- 一部改正 平成26年5月12日より実施する。
- 一部改正 平成30年10月17日より実施する。
- 一部改正 平成30年12月28日より実施する。
- 一部改正 令和5年8月1日より実施する。